

議第 8 1 号

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 9 章 略</p> <p>第 1 0 章 雑則（第 9 1 条）</p> <p>付則</p> <p>第 1 0 章 雑則</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 9 章 略</p> <p>第 1 0 章 雑則（第 9 1 条・<u>第 9 2 条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第 1 0 章 雑則</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第 9 1 条 障害福祉サービス事業者及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害福祉サービス事業者及びその職員は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるも</u></p>

<p>(委任) 第91条 略</p>	<p>のについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>(委任) 第92条 略</p>
------------------------	--

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。